

平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成29年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 464,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

小規模企業者等設備導入資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 4,751
	3 一 般 会 計 繰 入 金	4,751
13 繰 越 金		186,003
	1 繰 越 金	186,003
14 諸 収 入		273,383
	3 貸 付 金 元 利 収 入	272,683
	7 雑 入	700
歳 入 合 計		464,137

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 361,894
	1 商 業 費	361,894
12 公 債 費		102,243
	1 公 債 費	102,243
歳 出 合 計		464,137

平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

平成29年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,697千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

えびの高原スポーツレクリエーション施設

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,697
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,697
歳 入 合 計		1,697

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,697
	3 観 光 費	1,697
歳 出 合 計		1,697

平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

平成29年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 170,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

県営国民宿舎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 53,568
	2 負 担 金	53,568
8 使 用 料 及 び 手 数 料		186
	1 使 用 料	186
10 財 産 収 入		2,034
	1 財 産 運 用 収 入	2,034
12 繰 入 金		114,218
	3 一 般 会 計 繰 入 金	114,218
歳 入 合 計		170,006

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 15,391
	3 観 光 費	15,391
12 公 債 費		154,615
	1 公 債 費	154,615
歳 出 合 計		170,006

平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

沿岸漁業改善資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 938
	3 一 般 会 計 繰 入 金	938
13 繰 越 金		160,000
	1 繰 越 金	160,000
14 諸 収 入		49,490
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	49,480
歳 入 合 計		210,428

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 210,428
	5 水 産 業 費	210,428
歳 出 合 計		210,428

平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

平成29年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 493,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公共用地取得事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		463,084
	3 一 般 会 計 繰 入 金	463,084
歳 入 合 計		493,084

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 493,084
	1 土 木 管 理 費	493,084
歳 出 合 計		493,084

平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

平成29年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 862,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

港湾整備事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 426,551
	1 使 用 料	426,551
12 繰 入 金		436,398
	3 一 般 会 計 繰 入 金	436,398
歳 入 合 計		862,949

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 424,551
	4 港 湾 費	424,551
12 公 債 費		436,398
	1 公 債 費	436,398
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		862,949

平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

平成29年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 259,244千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 191,643
	2 財 産 売 払 収 入	191,643
13 繰 越 金		67,601
	1 繰 越 金	67,601
歳 入 合 計		259,244

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 259,244
	4 高 等 学 校 費	259,244
歳 出 合 計		259,244

平成29年度宮崎県育英資金特別会計予算

平成29年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,123,029千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 23,431
	3 一 般 会 計 繰 入 金	23,431
13 繰 越 金		81,070
	1 繰 越 金	81,070
14 諸 収 入		1,018,528
	3 貸 付 金 元 利 収 入	831,047
	7 雑 入	187,481
歳 入 合 計		1,123,029

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 1,123,029
	1 教 育 総 務 費	1,123,029
歳 出 合 計		1,123,029

平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 503,095,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	5,049,442千円
第1項 営業収益	4,729,455千円
第2項 附帯事業収益	82,720千円
第3項 財務収益	167,134千円
第4項 営業外収益	70,133千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	4,939,124千円
第1項 営業費用	4,539,482千円
第2項 附帯事業費用	73,404千円
第3項 財務費用	73,027千円
第4項 営業外費用	203,211千円
第5項 特別損失	0千円
第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	110,318千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 2,190,968千円は、減債積立金 477,955千円、地方振興積立金 1,000,000千円、建設改良積立金 154,498千円、過年度分損益勘定留保資金 493,244千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,271千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	673,290千円
第1項 工事負担金	3,322千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 貸付金返還金	669,967千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,864,258千円
第1項 建設改良費	1,286,273千円
第2項 企業債償還金	477,955千円
第3項 繰出金	1,000,000千円
第4項 雑支出	30千円
第5項 予備費	100,000千円
収支残	-2,190,968千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	渡川発電所発電設 備一括更新工事	計
	千円	千円
平成29年度	0	0
平成30年度	0	0
平成31年度	70,200	70,200
平成32年度	156,600	156,600

平成33年度	0	0
計	226,800	226,800

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	渡川発電所発電設 備一括更新工事	渡川発電所取付道 路工事	計
	千円	千円	千円
平成29年度	65,640	220,000	285,640
平成30年度	154,440	30,000	184,440
平成31年度	368,280	—	368,280
平成32年度	1,235,520	—	1,235,520
平成33年度	1,211,760	—	1,211,760
計	3,035,640	250,000	3,285,640

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 附帯事業費用
- (3) 財務費用
- (4) 営業外費用
- (5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,005,249千円

(2) 交 際 費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成29年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 平成29年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 13社
- (2) 年間総給水量 35,835,700m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	375,142千円
第1項 営業収益	328,957千円
第2項 営業外収益	46,185千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	363,244千円
第1項 営業費用	342,813千円
第2項 営業外費用	10,431千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	10,000千円
収 支 残	11,898千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 130,896千円は、減債積立金 8,519千円、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金59,657千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,720千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	130,896千円
第1項 建 設 改 良 費	52,377千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,519千円
第3項 借 入 金 償 還 金	60,000千円
第4項 予 備 費	10,000千円
収 支 残	-130,896千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 67,458千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

平成29年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 平成29年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間施設利用者数 33,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	24,559千円
第1項 営業収益	21,731千円
第2項 営業外収益	2,828千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	23,529千円
第1項 営業費用	20,050千円
第2項 営業外費用	1,479千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	2,000千円
収 支 残	1,030千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,554千円は、借入金償還積立金 9,968千円、過年度分損益勘定留保資金 6,332千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 254千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	700千円
第1項 出 資 金 返 還 金	700千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	17,254千円
第1項 建 設 改 良 費	4,286千円
第2項 借 入 金 償 還 金	9,968千円
第3項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	-16,554千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,022千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成29年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,432床

(2) 年間患者数

 入 院 359,525人

 外 来 372,344人

(3) 一日平均患者数

 入 院 985人

 外 来 1,526人

(4) 主要な建設改良事業

 県立延岡病院空調自動制御機器改修工事 109,008千円

 医療器械等資産購入 1,566,131千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病院事業収益	31,647,447千円
第1項 医 業 収 益	26,957,353千円
第2項 医 業 外 収 益	4,090,583千円
第3項 特 別 利 益	599,511千円
支	出
第1款 病院事業費用	31,636,202千円
第1項 医 業 費 用	30,847,174千円
第2項 医 業 外 費 用	691,435千円
第3項 特 別 損 失	94,593千円

第4項 予備費	3,000千円
収支残	11,245千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,503,134千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,500,493千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,641千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,985,876千円
第1項 企業債	2,231,900千円
第2項 一般会計負担金	1,753,976千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,489,010千円
第1項 建設改良費	2,338,835千円
第2項 企業債償還金	3,113,175千円
第3項 投資	36,000千円
第4項 予備費	1,000千円
収支残	-1,503,134千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 760,300	証券借入又は証券発行の方法による。発行価格が	% 9.0以内（ただし、利率見直し方	起債の日から30年以上において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償

資 産 購 入	1,352,400	額面金額を下 回るときは、 その発行差額 を埋めるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	式で借り 入れる資 金につい て利率の 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	還する。 ただし、都合により 据置期間及び償還期限 の短縮若しくは繰上償 還又は借換えをするこ とができる。 その他政府資金の融 通を受けるときは、当 該機関の定める条件に よる。
電子カルテシステム 整備事業	119,200			
計	2,231,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 15,372,900千円
- (2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、200,504千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,866,861千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	M R I 装置	1 式
	生化学検査システム	1

平成29年2月23日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

